

○農家の皆さんへ○

転作の申請は
お済みですか

今年も耕作の時期になりました。
「農家のみなさんへ」のチラシでお知らせしましたように、
あなたの地区の決められた面接日、場所においてください。
◎申請方法
あなたの地区の決められた面接日に来られなかつた方は、三月二十五日まで地区的農協（または支所）に転作台帳を置いてあるので農協（または支所）で申請してください。
市役所で申請される方は四月一日以降においでください。
申請の締め切りは四月二十八日（金）です。申請が抜かりますと助成補助金がもらえませんので注意してください。
転作をする、しないにかかわらず全員の方が申請してください。

- ・「休耕」は転作にはなりません。転作面積に含まれませんし、助成補助金ももらえません。
- ・飼料作物（牧草など）を作付けするときは有畜農家と契約して供給することが条件となります。ただし、あなたが有畜農家のときは契約書はいりません。
- ・地力増進作物として、すき込むときは契約書はいりません。地力増進作物は基本額のみで計算がもらえませんので注意してください。
- ・青刈り稻は、申請のときは利用計画が必要です。例えばしめ縄などの工芸用、果樹園や畜舎などの敷料などです。は場から搬出していくことが要件で、直接すき込んで綠肥とするときは転作の対象になりません。
- ・大豆、そばなどについては、集荷業者（農協など）と売り渡し予約をして出荷するようにしてください。通常の収穫を上げるのにふじゅうぶんな状態であるものは、申請されても休耕扱いとなり助成補助金がもらえないことがあります。

を造ると一〇パーセント当たり永年性一般作物二万円、特例作物(野菜・タバコ)五千円の加算金が付きます。要件は団地の面積が三ヘクタール以上(一・三ヘクタールのときは団地化率六六・六七パーセント以上)で一・二ヘクタールの団地は二作物、三ヘクタール以上は三作物以内に統一し、統一率九〇パーセント以上です。

・指定作物を作付けすると産地形成加算が一〇パーセント当たり永年性一般作物二万円、特例作物五千円がもらえます。

上倉=四方竹、瓶岩=みょうが、長岡=食用かんしょ、三和=とうもろこし、岩村=ねぎ、それ以外の地区はオクラが指定作物です。

・地区(旧村単位)の転作率が五〇パーセント以上のときは特認加算として集落営農転換加算がもらえます。一〇パーセント当たり永年性一般作物一万円、特例作物五千円です。

・上倉、瓶岩、十市地区でも八〇パーセント以上の団地を造ると小規模団地加算がもらえます。一〇パーセント当たり永年性一般作物一万円、特例作物五千円です。要件は八〇パーセント以上の連担した団地で二作物の統一率が九〇パーセント以上です。

・農業者が基金を拠出し、事業

南国警察署より

警察に相談、連絡有

管樂十絃曲

○運転免許に関する事について
て何でも相談（運転免許センタ

○**麻薬・覚せい剤のことなら可**一六〇九三一
二二二一

⑧ でも相談（覚せい剤相談電話）

○いじめについて、どんな小さ

なことでも「相談を（はじめ相
談電話）（77-7867）

○少年自身の悩みや非行の相談

(ヤンケテレアモン二一ナード
0809)

○警察に対する意見・要望・苦情等

卷之三

なれこの電話以外は南国電
察署(☎63-2151)へ直接電

話していただいくまでもうこうです。

7